

(非公式訳)

投資委員会布告

第 Sor. 1/2560 号

件名：技術及びイノベーション開発事業への奨励

技術及びイノベーションの能力向上、国家と産業の総合的な競争力強化を図るため、

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条の第 2 段落、第 18 条、第 31/1 条の権限に基づき、投資委員会は以下の通り発布する。

1. 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号巻末の投資奨励対象業種表の 8 類 技術及びイノベーションの開発として下記の内容を追加し、業種、条件、恩典を以下の通り定める。

**8 類 技術及びイノベーションの開発**

業種	条件	恩典
8.1 対象となる中核技術開発 8.1.1 バイオテクノロジー開発 8.1.2 ナノテクノロジー開発 8.1.3 先端材料開発 8.1.4 デジタルテクノロジー開発	1. 委員会が同意した製造工程またはサービス提供の使用対象となる中核技術開発工程を有すること。 2. 委員会が定めた教育機関または研究機関との協力形態で技術移転をすること。(例：技術研究コンソーシアム) 3. 委員会が奨励または同意した科学技術パークに立地する場合、法人所得税免除期間終了後さらに 5 年間にわたり投資による純利益から法人所得税を通常税率の 50%を減税する。	上限無しで法人所得税を 10 年間免除する。

2. 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号巻末の投資奨励対象業種表における、ターゲット・テクノロジーの開発を支援するための対象業種 (高付加価値サービス業) を以下の通りに定める。

- 業種 5.6 電子設計
- 業種 7.11 研究開発
- 業種 7.13 エンジニアリングデザインサービス
- 業種 7.14 理科学実験サービス (Scientific Laboratory)
- 業種 7.15 計測器校正サービス (Calibration)
- 業種 7.19 職業訓練学校 (科学技術分野に限る)

3. 2. に基づく業種は、以下の技術分野の能力開発措置に基づく恩典 (Technology-based Incentives) が付与される。

**3.1 条件**

- (1) 次のターゲット・テクノロジーのどれか一つの開発を支援すること：バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端材料、デジタルテクノロジー

- (2) 委員会が定めた教育機関または研究機関との協力形態（例：Technology Research Consortium）で技術移転をすること。

### 3.2 恩典

- (1) 上限無しで法人所得税を 10 年間免除する。
- (2) その他の恩典は仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号の基準に基づき付与する。

4. 業種 8.1 対象となる中核技術開発と 2. に基づく対象となる業種は、仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号に基づき、法人所得税免除期間が合計 13 年間を超えない範囲でメリットによる追加恩典（Merit-based incentives）を申請することができる。

尚、仏暦 2560 年（2017 年）2 月 8 日より有効とする。

公布日：仏暦 2560 年（2017 年）3 月 14 日

ブラユット・チャンオーチャー  
投資委員会委員長